

告 示

埼玉県告示第三百三十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）についてその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 登録養成施設の名称

女子栄養大学栄養学部保健栄養学科栄養イノベーション専攻

二 変更内容

登録養成施設の名称

（変更前） 女子栄養大学栄養学部保健栄養学科栄養科学専攻

（変更後） 女子栄養大学栄養学部保健栄養学科栄養イノベーション専攻

三 変更年月日

令和七年四月一日